

改正案

現行

<p>（特別口座開設等請求ができる場合） 第十八条 法第百三十三条第二項に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法第百三十三条第二項の取得者等が、株券発行会社（会社法第百七十七条第七項に規定する株券発行会社をいう。）が株券を発行する旨の定款の定めを廃止した日から一年以内に、法第百三十三条第二項の加入者の口座に記載又は記録がされた株式に係る株券及び当該廃止の日の前に当該株式を取得し、又は当該株式を目的とする質権の設定を受けたことを証する書面を提出して請求した場合</p> <p>（投資口に関する株式に係る規定の準用） 第四十六条 第十一条の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第百三十条第一項第九号に規定する主務省令で定める事項について、第十二条の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第百三十一条第一項に規定する主務省令で定める場合について、第十三条（第一号に係る部分に限る。）の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第百三十一条第一項に規定する当該投</p>	<p>（特別口座開設等請求ができる場合） 第十八条 法第百三十三条第二項に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法第百三十三条第二項の取得者等が、株券発行会社（会社法第百七十七条第六項に規定する株券発行会社をいう。）が株券を発行する旨の定款の定めを廃止した日から一年以内に、法第百三十三条第二項の加入者の口座に記載又は記録がされた株式に係る株券及び当該廃止の日の前に当該株式を取得し、又は当該株式を目的とする質権の設定を受けたことを証する書面を提出して請求した場合</p> <p>（投資口に関する株式に係る規定の準用） 第四十六条 第十一条の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第百三十条第一項第九号に規定する主務省令で定める事項について、第十二条の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第百三十一条第一項に規定する主務省令で定める場合について、第十三条（第一号に係る部分に限る。）の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第百三十一条第一項に規定する当該投</p>
--	--

資法人に準ずる者として主務省令で定めるものについて、第十四条（第一号及び第七号イに係る部分に限る。）の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第三百三十一条第一項に規定する投資主又は登録投資口質権者となるべき者として主務省令で定めるものについて、第十五条（第一号及び第七号に係る部分に限る。）の規定は法第二百二十八条において読み替えて準用する法第三百三十一条第一項第四号に規定する主務省令で定める事項について、第十六条（第一号及び第七号に係る部分に限る。）の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第三百三十三条第二項に規定する主務省令で定める者について、第十七条の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第三百三十三条第二項に規定する主務省令で定めるものについて、第十八条の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第三百三十三条第二項に規定する主務省令で定める場合について、第十九条の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第三百三十八条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項について、第二十一条の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第五百十一条第二項第一号に規定する申出について、第二十二條の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第五百十一条第三項に規定する主務省令で定める事項について、第二十三条第一項の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第五百十一条第七項に規定する通知について、第二十三条第二項の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第五百十一条第七項に規定する事項について、第二十四条の規定は法

資法人に準ずる者として主務省令で定めるものについて、第十四条（第一号及び第七号イに係る部分に限る。）の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第三百三十一条第一項に規定する投資主又は登録投資口質権者となるべき者として主務省令で定めるものについて、第十五条（第一号及び第七号に係る部分に限る。）の規定は法第二百二十八条において読み替えて準用する法第三百三十一条第一項第四号に規定する主務省令で定める事項について、第十六条（第一号及び第七号に係る部分に限る。）の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第三百三十三条第二項に規定する主務省令で定める者について、第十七条の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第三百三十三条第二項に規定する主務省令で定めるものについて、第十八条の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第三百三十三条第二項に規定する主務省令で定める場合について、第十九条の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第三百三十八条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項について、第二十一条の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第五百十一条第二項第一号に規定する申出について、第二十二條の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第五百十一条第三項に規定する主務省令で定める事項について、第二十三条第一項の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第五百十一条第七項に規定する通知について、第二十三条第二項の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第五百十一条第七項に規定する事項について、第二十四条の規定は法

第二百二十八条第一項において準用する法第百五十二条第一項に規定する主務省令で定めるものについて、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第十八条第二号	株券発行会社(会社法第百七条第七項に規定する株券発行会社をいう。)(が株券を発行する旨の定款の定めを廃止した日	法第二百二十八条第一項において読み替えて準用する法第百三十一条第一項第一号の一定の日
(略)	廃止の日	一定の日

(協同組織金融機関の優先出資に関する株式に係る規定の準用)
 第四十七条 第十一条の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第百三十条第一項第九号に規定する主務省令で定める事項に

第二百二十八条第一項において準用する法第百五十二条第一項に規定する主務省令で定めるものについて、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第十八条第二号	株券発行会社(会社法第百七条第六項に規定する株券発行会社をいう。)(が株券を発行する旨の定款の定めを廃止した日	法第二百二十八条第一項において読み替えて準用する法第百三十一条第一項第一号の一定の日
(略)	廃止の日	一定の日

(協同組織金融機関の優先出資に関する株式に係る規定の準用)
 第四十七条 第十一条の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第百三十条第一項第九号に規定する主務省令で定める事項に

ついで、第十二条の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第三百三十一条第一項に規定する主務省令で定める場合について、第十三条（第一号に係る部分に限る。）の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第三百三十一条第一項に規定する当該協同組織金融機関に準ずる者として主務省令で定めるものについて、第十四条（第一号及び第七号イに係る部分に限る。）の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第三百三十一条第一項に規定する優先出資者又は登録優先出資質権者となるべき者として主務省令で定めるものについて、第十五条（第一号及び第七号に係る部分に限る。）の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第三百三十一条第一項第四号に規定する主務省令で定める事項について、第十六条（第一号及び第七号に係る部分に限る。）の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第三百三十三条第二項に規定する主務省令で定める者について、第十七条の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第三百三十三条第二項に規定する主務省令で定めるものについて、第十八条の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第三百三十三条第二項に規定する主務省令で定める場合について、第十九条の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第三百三十八条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項について、第二十一条の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第五百十一条第二項第一号に規定する申出について、第二十二条の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第五百十一条第三項に規定する主務省令で定める事項について

ついで、第十二条の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第三百三十一条第一項に規定する主務省令で定める場合について、第十三条（第一号に係る部分に限る。）の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第三百三十一条第一項に規定する当該協同組織金融機関に準ずる者として主務省令で定めるものについて、第十四条（第一号及び第七号イに係る部分に限る。）の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第三百三十一条第一項に規定する優先出資者又は登録優先出資質権者となるべき者として主務省令で定めるものについて、第十五条（第一号及び第七号に係る部分に限る。）の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第三百三十一条第一項第四号に規定する主務省令で定める事項について、第十六条（第一号及び第七号に係る部分に限る。）の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第三百三十三条第二項に規定する主務省令で定める者について、第十七条の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第三百三十三条第二項に規定する主務省令で定めるものについて、第十八条の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第三百三十三条第二項に規定する主務省令で定める場合について、第十九条の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第三百三十八条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項について、第二十一条の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第五百十一条第二項第一号に規定する申出について、第二十二条の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第五百十一条第三項に規定する主務省令で定める事項について

、第二十三条第一項の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第五十一条第七項に規定する通知について、第二十三条第二項の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第五十一条第七項に規定する主務省令で定める事項について、第二十四条の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第五十二条第一項に規定する主務省令で定めるものについて、第二十六条の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第五十九条第二項に規定する主務省令で定める者について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第十八条第二号	株券発行会社（会社法第一百七十七条第七項に規定する株券発行会社をいう。）	優先出資証券発行協同組織金融機関（優先出資に係る優先出資証券を発行する旨を定款で定めた協同組織金融機関をいう。）

、第二十三条第一項の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第五十一条第七項に規定する通知について、第二十三条第二項の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第五十一条第七項に規定する主務省令で定める事項について、第二十四条の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第五十二条第一項に規定する主務省令で定めるものについて、第二十六条の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第五十九条第二項に規定する主務省令で定める者について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第十八条第二号	株券発行会社（会社法第一百七十七条第六項に規定する株券発行会社をいう。）	優先出資証券発行協同組織金融機関（優先出資に係る優先出資証券を発行する旨を定款で定めた協同組織金融機関をいう。）

(特定目的会社の優先出資に関する株式に係る規定の準用)

第四十八条 第十一条の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第三百十条第一項第九号に規定する主務省令で定める事項について、第十五条(第一号に係る部分に限る。)の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第三百十一条第一項第四号に規定する主務省令で定める事項について、第十六条(第一号に係る部分に限る。)の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第二百三十三条第二項に規定する主務省令で定める者について、第十七条の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第二百三十三条第二項に規定する主務省令で定めるものについて、第十八条の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第二百三十三条第二項に規定する主務省令で定める場合について、第二十一条の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第二百五十一条第二項第一号に規定する申出について、第二十二条の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第二百五十一条第三項に規定する主務省令で定める事項について、第二十三条第一項の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第二百五十一条第七項に規定する通知について、第二十三条第二項の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第二百五十一条第七項に規定する主務省令で定める事項について、第二十四条の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第二百五十二条第一項に規定する主務省令で定めるものについて、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に

(特定目的会社の優先出資に関する株式に係る規定の準用)

第四十八条 第十一条の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第三百十条第一項第九号に規定する主務省令で定める事項について、第十五条(第一号に係る部分に限る。)の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第三百十一条第一項第四号に規定する主務省令で定める事項について、第十六条(第一号に係る部分に限る。)の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第二百三十三条第二項に規定する主務省令で定める者について、第十七条の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第二百三十三条第二項に規定する主務省令で定めるものについて、第十八条の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第二百三十三条第二項に規定する主務省令で定める場合について、第二十一条の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第二百五十一条第二項第一号に規定する申出について、第二十二条の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第二百五十一条第三項に規定する主務省令で定める事項について、第二十三条第一項の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第二百五十一条第七項に規定する通知について、第二十三条第二項の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第二百五十一条第七項に規定する主務省令で定める事項について、第二十四条の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第二百五十二条第一項に規定する主務省令で定めるものについて、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に

掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第十八条第二号	株券発行会社(会社法第百七条第七項に規定する株券発行会社をいう。)が株券を発行する旨の定款の定めを廃止した日	法第二百三十九条において読み替えて準用する法第百三十一条第一項第一号の一定の日
(略)	廃止の日	一定の日

(振替口座簿の記載又は記録事項の証明を請求することができる利害関係者)

第六十一条 令第八十四条に規定する内閣府令・法務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～四 (略)

掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第十八条第二号	株券発行会社(会社法第百七条第六項に規定する株券発行会社をいう。)が株券を発行する旨の定款の定めを廃止した日	法第二百三十九条において読み替えて準用する法第百三十一条第一項第一号の一定の日
(略)	廃止の日	一定の日

(振替口座簿の記載又は記録事項の証明を請求することができる利害関係者)

第六十一条 令第八十四条に規定する内閣府令・法務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～四 (略)

五 当該口座の質権欄に記載又は記録がされている振替株式等の株主、投資主、優先出資者又は優先出資社員（以下この号及び第七号において「株主等」という。）（当該株主等が、当該株主等についての当該振替株式等に係る事項のみに関する情報提供請求をする場合に限る。）

六（略）

七 法第百五十五条第一項（法第二百二十八条第一項及び第二百二十九条第一項において準用する場合を含む。）、第二百五十九条第一項、第二百六十六条第一項及び第二百七十三条第一項に規定する買取口座に記載又は記録がされている振替株式等について、当該買取口座を振替先口座とする振替の申請をした振替株式等の株主等（当該株主等が、当該株主等についての当該振替株式等に係る事項のみに関する情報提供請求をする場合に限る。）

五 当該口座の質権欄に記載又は記録がされている振替株式等の株主、投資主、優先出資者又は優先出資社員（以下この号において「株主等」という。）（当該株主等が、当該株主等についての当該振替株式等に係る事項のみに関する情報提供請求をする場合に限る。）

六（略）

（新設）